

証券コード 2294
2022年5月2日

株 主 各 位

三重県桑名市吉之丸8番地
株式会社 柿安本店
代表取締役社長 赤 塚 保 正

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、
ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類を
ご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙またはインターネット(パソコン、
スマートフォン等)にて、2022年5月19日(木曜日)午後6時までに議決権の
行使をしていただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|------|--|
| 1. 日 | 時 | 2022年5月20日(金曜日)午前10時(受付開始 午前9時30分) |
| 2. 場 | 所 | 三重県桑名市中央町三丁目20番地
柿安シティホール (桑名市民会館)小ホール
(名称は変わりましたが、場所に変更はございません。
末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| | 報告事項 | 1. 第54期(2021年3月1日から2022年2月28日まで)事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果
報告の件
2. 第54期(2021年3月1日から2022年2月28日まで)計算書類報告
の件 |
| | 決議事項 | 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件 |

4. 議決権の行使について

書面(郵送)による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットによる議決権の行使

3～4頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様へ：議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

5. 株主様へのお願い

- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用など感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますのでご協力くださいますようお願い申し上げます。
- (4) 本株主総会における**お土産のご用意はございません**。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以 上

- ◎ 連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、法令及び当社定款第17条に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト(<https://www.kakiyasuhonten.co.jp/ir/stock/meeting.php>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト(<https://www.kakiyasuhonten.co.jp>)に掲載させていただきます。

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年5月2日(月曜日)午前5時から2022年5月19日(木曜日)午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 午前9時から午後9時まで 通話料無料）

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、初回ログイン時に「仮パスワード」を変更のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」及び「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

(添付書類)

事業報告

(2021年 3 月 1 日から
2022年 2 月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前年同期との比較分析は行っておりません。

当連結会計年度におけるわが国経済は、長期化している新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置等の政策により経済活動の活発化は抑えられ、更に原油を中心としたエネルギー価格の急上昇も相重なり、依然として予断を許さない状況が続いております。

当社グループが属する食関連業界におきましても、2021年末にかけては復調の兆しがあつたものの、再び都心部を中心として全国的にまん延防止等重点措置が取られるなど依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループも売上減少の煽りを受けましたが、「withコロナ」の中、人員配置の最適化や在庫管理等、徹底したコストコントロールを実施したことにより、利益は過去最高を達成することができました。

当社グループは皆様のご愛顧により、2021年11月8日に創業150周年を迎えることができました。引き続き価値のある商品開発や接客向上に磨きをかけ、引き継がれてきた当社の経営理念「おいしいものをお値打ちに提供する」の精神に則り、これからも全ステークホルダーの皆様に愛される会社を目指してまいります。

出退店につきましては、「柿安ダイニング 渋谷東急フードショー店」等計3店を出店した一方で、レストラン・和菓子の不採算店を中心に、35店の退店を行いました。

＜出退店の状況＞

区 分	出 店	退 店
精 肉 事 業	－	－
惣 菜 事 業	1 店	3 店
和 菓 子 事 業	2 店	14 店
レ ス ト ラ ン 事 業	－	17 店
食 品 事 業	－	1 店
合 計	3 店	35 店

以上の結果、当連結会計年度の売上高は37,998百万円、営業利益は2,777百万円、経常利益は3,287百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,704百万円となり、営業利益、経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高となりました。また、売上高営業利益率は7.3%となりました。

(a) 精肉事業

精肉事業につきましては、「withコロナ」の中での巣ごもり需要の取り込みを行い、売上の確保を心掛けました。しかしながら、牛肉の高騰により利益に影響する結果となりました。

この結果、当事業の売上高は15,836百万円、セグメント利益は1,653百万円となりました。

(b) 惣菜事業

惣菜事業につきましては、6種の彩り野菜とチキンを詰め込んだ『トマトチリチキンのトルティーヤ』や、創業150周年を記念した『150周年 創業記念オールスター弁当』を販売いたしました。またXmas商品やおせち・恵方巻のWEB予約を開始する等、「withコロナ」時代の取組みにも引き続き注力いたしました。

出退店につきましては、「柿安ダイニング 渋谷東急フードショー店」を出店した一方、3店の退店を行いました。

この結果、当事業の売上高は11,730百万円、セグメント利益は1,243百万円となりました。

(c) 和菓子事業

和菓子事業につきましては、当店の定番商品の『おはぎ』に加えハーフサイズの『姫おはぎ』、人気の『いちご大福』を主力とするフルーツ大福シリーズがご好評をいただきました。

また一方で、不採算店の整理、経費コントロール等の店舗管理強化による利益対策に努めました。

出退店につきましては、2店を出店した一方で、不採算店を中心に14店の退店を行いました。

この結果、当事業の売上高は6,635百万円、セグメント利益は706百万円となりました。

(d) レストラン事業

レストラン事業につきましては、特にコロナ禍による影響が大きかったビュッフェ業態を中心とする不採算店の退店による事業のスリム化を継続した一方で、料亭・グリル・フードコート業態についてはメニューの見直し等施策により、店舗管理の強化を実施しました。

出退店につきましては、ビュッフェ等不採算店を中心に17店の退店を行いました。

この結果、当事業の売上高は1,794百万円、セグメント損失は225百万円となりました。

(e) 食品事業

食品事業につきましては、人気のレトルト食品である『すき焼丼』『牛肉しぐれ煮丼』のリニューアル等「withコロナ」時代の取組みを強化しました。また柿安伝統の味『牛肉しぐれ煮』等を用いた柿安監修商品のコンビニへの提供や、惣菜商品を冷凍食品メーカーへ提供することで、売上の向上に努めました。

出退店につきましては、1店の退店を行いました。

この結果、当事業の売上高は2,000百万円、セグメント利益は320百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループでは、急速に変化する食関連市場の中で事業展開と、お客様のニーズへの対応のため、総額284百万円の設備投資（有形固定資産の他、無形固定資産及び長期前払費用を含む。）を実施いたしました。

主な投資といたしましては、社内IT環境の構築・整備に90百万円、店舗の出店に40百万円（惣菜事業20百万円、和菓子事業19百万円）、工場の生産設備増強・更新に32百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

当社グループは、2021年6月1日付で完全子会社である株式会社KHフードサービスを新設分割しました。

(5) 対処すべき課題

① 当社グループの現状の認識について

当社グループを取り巻く事業環境は、食の安全・安心や労働力不足への対応、少子高齢化の進展や可処分所得の伸び悩み等による個人消費の低迷、昨今の世界情勢の緊迫等、今後も厳しいものが予想されます。また、幾度にわたる新型コロナウイルス感染症拡大防止策により経済活動は抑制され続けており、消費者心理の回復には当面の期間を要する状況にあります。この厳しい経営環境の中でも、家庭内食、中食、外食を擁する総合食品企業として、大きく変化する消費者のニーズに柔軟に対応するとともに利益を創出し、成長し続ける強い企業体質の構築を目指してまいります。

② 経営の基本方針

当社グループは、『おいしいものをお値打ちに提供する』の経営理念に基づき、徹底しておいしさの追求を行うとともに、潜在ニーズの掘り起こしを新商品及び新業態開発により行い、事業の新陳代謝を図ってまいりました。

おいしさの追求は柿安の原点であり、これを企業メッセージに『おいしさ、育む。』と表現し、今後もおいしさの更なる磨き上げを目指し、生産者の顔が見える食材の開拓、拡大や鮮度向上など食材へのこだわり強化と併せ、店内厨房で料理人が毎日つくるおいしさの向上に努めてまいります。

③ 対処すべき課題と対処方針

食関連業界におきましては、人口の減少、少子高齢化による市場の縮小、労働力不足に伴う採用関連コストの増加、世界情勢の緊迫、原油価格などエネルギー価格の上昇に伴う物価・物流コストの上昇に加え、新型コロナウイルス感染症拡大による個人消費の冷え込みもあり、今後も厳しい経営環境が予想されます。

当社グループが持続的な成長を実現するために、全てのステークホルダーとの良好な関係を構築するとともに、新たなマーケットへの準備、業態の多様化による出店強化、精肉・惣菜事業の安定的な出店により成長を図りながら、原材料・素材の仕入から、製造、販売に至るまで、各分野の商品開発力や技術力の向上に向けた人材育成と併せて、法令遵守・コンプライアンスに関する研修・教育を強化してまいります。

これからも皆様とともに、「柿安」ブランドとしての誇りと自信を持って提供できる商品・サービスを創造し続け、社会の課題や要請、ご要望にお応えすべく、「豊かな食文化の創造」を通して社会に貢献してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第51期 (2019年2月期)	第52期 (2020年2月期)	第53期 (2021年2月期)	第54期 (当連結会計年度) (2022年2月期)
売上高 (百万円)	—	—	—	37,998
経常利益 (百万円)	—	—	—	3,287
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	—	—	—	1,704
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	162.79
総資産 (百万円)	—	—	—	20,002
純資産 (百万円)	—	—	—	15,834
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	1,512.67

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第51期 (2019年2月期)	第52期 (2020年2月期)	第53期 (2021年2月期)	第54期 (当事業年度) (2022年2月期)
売上高 (百万円)	44,342	43,937	37,289	36,837
経常利益 (百万円)	2,412	2,512	1,523	3,086
当期純利益 (百万円)	1,630	1,501	263	1,842
1株当たり当期純利益 (円)	155.72	143.44	25.16	176.00
総資産 (百万円)	18,948	20,133	18,813	19,811
純資産 (百万円)	14,530	15,333	14,800	15,873
1株当たり純資産額 (円)	1,388.13	1,464.85	1,413.86	1,516.37

(注) 当社グループは、2021年6月1日付で連結子会社である株式会社KHフードサービスを新設分割しましたので、第54期より連結計算書類を作成しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主な事業の内容
(連結子会社) 株式会社KHフードサービス	10	100.0	レストラン店舗の運営

(8) 主要な事業内容（2022年2月28日現在）

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社柿安本店）及び子会社1社により構成されており、主に、精肉、惣菜、和菓子、牛肉しぐれ煮の製造販売及びレストランの運営を行っております。

なお、当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

<精肉事業>

〔当社〕

松阪牛及び自社ブランド「柿安牛」を核に全国のブランド牛肉、豚肉や鶏肉から肉加工品・惣菜類に至る幅広い品揃えの専門店として展開を行っております。安全でおいしい牛肉の安定供給のために、熱意をもって肥育される生産者の方々と契約を結び、良好な信頼関係を構築するとともに、枝肉加工の社内一貫体制を持ち、店頭販売の他、産地直送ギフトなどを扱っております。

<惣菜事業>

[当社]

「柿安ダイニング」（洋惣菜）、「柿安上海D E L I」（中華惣菜）など、主に百貨店におけるダイニング部門をはじめ、牛めし弁当専門店「柿安牛めし」、路面惣菜店「おかずや柿安」など多様な惣菜業態を展開しております。

ダイニング部門では、旬の味覚、高品質野菜など厳選した食材を使用した和・洋・中の創作惣菜を、職人が出来立てのおいしさにこだわり調理しております。色彩豊かな見た目による華やかさを演出するとともに、安全・安心な商品を提供しております。

<和菓子事業>

[当社]

ショッピングセンター・駅ビル等の「口福堂」において、おはぎ・どら焼及びわらび餅などの和菓子の製造販売を行っております。

<レストラン事業>

[株式会社KHフードサービス]

松阪牛のすき焼、しゃぶしゃぶなどの肉料理と懷石料理等の日本料理を主力メニューに落ち着いた店舗施設とサービスを加えた「柿安」の料亭部門、本格的なお肉専門のレストラン「柿安 Meat Meet」等のグリル部門、こだわりの肉料理の丼メニューを中心に提供している「柿安 Meat Express」等のフードコート部門、中華料理を提供しているビュッフェ部門を展開しております。

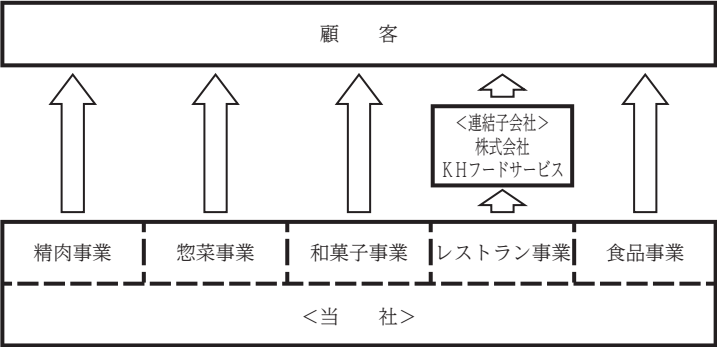
<食品事業>

[当社]

「しぐれ煮」を看板商品として、肉の旨みを引き立てる「すき焼わりした」「しゃぶしゃぶごまだれ」や「ビーフカレー」「すき焼丼」「牛しぐれ煮おにぎり」といった商品を主に百貨店、量販店及びコンビニエンスストアに展開しております。

「しぐれ煮」は三重県桑名市に伝わる製法で素材の味を生かし、佃煮とは異なり柔らかく炊き上げたものであります。当社のしぐれ煮類は、自家需要から贈答用まで幅広くご利用いただいております。

事業の系統図は次のとおりであります。



[関係会社の状況]

名 称	住 所	資 本 金 (百万円)	主要な事業の内容	出資比率 (%)	関 係 内 容
(連結子会社) 株式会社 KHフードサービス	三重県桑名市	10	レストラン 店舗の運営	100.0	当社は同社に当社 製品を供給して おります。 役員の兼任等あり。

(9) 主要な営業所及び工場（2022年2月28日現在）

本社	三重県桑名市
東京本部	東京都品川区
店舗	335店舗

店舗の地域別分布

区 分			精 肉 事 業	惣 菜 事 業	和 菓 子 事 業	レストラン事業	食 品 事 業	計
			店	店	店	店	店	店
北 海 道			1	6	—	—	—	7
宮 城 県			2	2	1	—	—	5
山 形 県			—	—	1	—	—	1
福 島 県			—	—	1	—	—	1
茨 城 県			1	1	4	—	—	6
栃 木 県			1	2	1	—	—	4
群 馬 県			—	—	4	—	—	4
埼 玉 県			3	2	6	3	—	14
千 葉 県			1	5	16	2	1	25
東 京 都			7	24	11	2	3	47
神 奈 川 県			5	4	13	2	2	26
新 潟 県			—	1	2	—	—	3
富 山 県			—	—	3	—	—	3
石 川 県			—	—	2	—	—	2
山 梨 県			—	—	2	—	—	2
長 野 県			—	—	1	—	—	1
岐 阜 県			2	—	6	—	—	8
静 岡 県			1	1	11	—	—	13
愛 知 県			4	12	26	7	—	49
三 重 県			5	2	8	5	—	20
滋 賀 県			—	1	2	—	—	3
京 都 府			1	3	2	—	—	6
大 阪 府			2	9	9	1	3	24
兵 庫 県			1	3	5	—	—	9
奈 良 県			—	4	4	—	—	8
和 歌 山 県			—	—	1	—	—	1
岡 山 県			—	—	2	—	—	2
広 島 県			1	2	7	—	—	10
山 口 県			—	—	2	—	—	2
徳 島 県			—	—	1	—	—	1
香 川 県			—	—	3	—	—	3
愛 媛 県			1	—	1	—	—	2
福 岡 県			1	5	12	—	—	18
長 崎 県			—	—	1	—	—	1
熊 本 県			—	—	2	—	—	2
大 分 県			—	—	1	—	—	1
鹿 児 島 県			—	—	1	—	—	1
計			40	89	175	22	9	335

工場

ミートセンター	三重県桑名市
しぐれセンター	三重県桑名市
スイーツファクトリー	三重県桑名市

(10) 使用人の状況（2022年2月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数
精肉事業	296 (318) 名
惣菜事業	383 (610) 名
和菓子事業	60 (761) 名
レストラン事業	54 (128) 名
食品事業	37 (51) 名
全社（共通）	82 (28) 名
合計	912 (1,896) 名

（注）使用人数は就業人員数であり、パート社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
858 (1,768) 名	△138 (△151) 名	42.4歳	10.6年

（注）1．使用人数は就業人員数であり、パート社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2．上記使用人数には、子会社等への出向社員は含まれておりません。

(11) **主要な借入先の状況**（2022年2月28日現在）

該当事項はありません。

(12) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) **発行可能株式総数** 46,300,800株
(2) **発行済株式の総数** 12,446,700株（自己株式1,978,841株を含む。）
(3) **株主数** 11,208名
(4) **大株主（上位10名）**

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 赤 塚 興 産	902千株	8.6%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	798	7.6
赤 塚 保 正	313	3.0
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	281	2.7
株 式 会 社 百 五 銀 行	273	2.6
東京海上日動火災保険株式会社	260	2.5
赤 塚 勝 子	249	2.4
赤 塚 美 雪	205	2.0
柿 安 社 員 持 株 会	175	1.7
柿 安 取 引 先 持 株 会	160	1.5

（注） 1. 当社は自己株式（1,978,841株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	赤 塚 保 正	
取締役副社長	岡 本 貫 之	リスク管理委員会委員長
専務取締役	赤 塚 義 弘	管理本部長
取 締 役	上 垣 清 澄	
取 締 役	木 立 真 直	
取 締 役	大 上 有 衣 子	
常 勤 監 査 役	樋 尾 清 明	
監 査 役	梶 川 融	太陽有限責任監査法人代表社員会長 キッコーマン株式会社社外監査役 三菱鉛筆株式会社社外監査役
監 査 役	根 岸 康 二	キッコーマンレストラン株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役上垣清澄氏、木立真直氏及び大上有衣子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役梶川 融氏及び根岸康二氏は、社外監査役であります。
3. 監査役梶川 融氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は取締役上垣清澄氏及び木立真直氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 当社は監査役梶川 融氏及び根岸康二氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 当社は社外取締役上垣清澄氏、木立真直氏及び大上有衣子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、悪意または重大な過失があった場合を除き、法令に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする旨の契約を締結しております。
7. 当社は社外監査役梶川 融氏及び根岸康二氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、悪意または重大な過失があった場合を除き、法令に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする旨の契約を締結しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

イ. 基本方針

当社の取締役報酬は、役位及び職責等に応じた固定報酬及び業績に応じた役員賞与で構成されております。

社外取締役に対しては固定報酬のみの支給としております。

なお、年間報酬総額は株主総会で決議された報酬限度額の範囲内としております。

ロ. 報酬等の額の決定に関する方針

- ・取締役の報酬等の額の決定に関しては、年間役員報酬限度額について株主総会の承認を得た上で、取締役の月額報酬総額は取締役会の決議により決定することとしております。
- ・各取締役の月額報酬は役位及び職責等に応じて設定し、その決定については取締役会の決議により、代表取締役赤塚保正に再一任し決定することとしております。
- ・役員賞与の総額は原則として売上高並びに利益の前年実績からの改善度、目標に対する達成度等の指標により算定し、取締役会の決議により決定することとしております。なお、業績指標に関する実績は、「1. 企業集団の現況に関する事項(6)財産及び損益の状況の推移」のとおりです。
- ・各取締役の賞与金額は役位、職責、貢献度等に応じて算定し、その決定については取締役会の決議により、代表取締役赤塚保正に再一任し決定することとしております。
- ・取締役の個人別の報酬等の決定に関する権限を再一任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しながら各取締役の担当業務における評価を客観的に行うのに代表取締役が最も適任であると考えられるからです。
- ・取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、報酬等の額の決定方針に沿うものであると判断しております。
- ・監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で監査役会にて決定しております。

ハ. 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日

取締役及び監査役の報酬限度額固定報酬に関する株主総会の決議年月日及び報酬限度額は以下のとおりであります。当該定時株主総会終結時点の取締役は8名、監査役は2名であります。

役員報酬限度額 取締役 年額 300百万円

(1996年12月25日開催の第28期定時株主総会において決議)

役員報酬限度額 監査役 年額 40百万円

(1996年12月25日開催の第28期定時株主総会において決議)

二. 当事業年度における役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動といたしましては、独立社外取締役が中立的な立場で、取締役の指名・報酬の決定等について、適切な関与、助言を行っております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			対象となる 役員の員数
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	187百万円 (19)	145百万円 (19)	42百万円 (－)	－百万円 (－)	6名 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	25 (13)	25 (13)	－	－	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	213 (33)	171 (33)	42 (－)	－ (－)	9 (5)

(注) 1.取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2.業績連動報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与の支払に対する引当金繰入額(取締役3名に対し42百万円)が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役梶川 融氏は、太陽有限責任監査法人代表社員会長及びキッコーマン株式会社社外監査役並びに三菱鉛筆株式会社社外監査役を兼務しております。
なお、当社と太陽有限責任監査法人及びキッコーマン株式会社並びに三菱鉛筆株式会社との間には特別の取引関係はありません。
 - ・ 監査役根岸康二氏は、キッコーマンレストラン株式会社代表取締役社長を兼務しております。
なお、当社とキッコーマンレストラン株式会社との間には特別の取引関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役 に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	上 垣 清 澄	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、過去の会社役員等の豊富な経験から審議に関して必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	木 立 真 直	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、流通論、特に食品の流通や小売・卸・外食産業などの研究を専門としており、その専門家としての豊富な経験と学識から審議に関して必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	大 上 有 衣 子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、弁護士としての専門的な見地から審議に関して必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	梶 川 融	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席し、また、同じく開催された監査役会12回のうち12回に出席し、主に、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	根 岸 康 二	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、また、同じく開催された監査役会12回のうち12回に出席し、過去の会社役員等の豊富な経験から審議に関して必要な発言を適宜行っております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を補填することとしております。

D&O保険の被保険者は、当社の取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 東陽監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社グループが会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、従前の監査及び報酬の実績の推移、報酬見積の算出根拠等並びに非監査報酬などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社グループと会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）は、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制に関し、取締役会において次のとおり決議しております。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、全役職員を対象とした行動指針として株式会社柿安本店行動規範を定め、これを全役職員に周知徹底させる。
- ロ. コンプライアンス担当役員を置き、内部統制を推進する組織を設置するとともに、リスク管理体制とコンプライアンス体制の構築及び運用を行う。
- ハ. コンプライアンス等に関する情報について、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度（ホットライン）を整備するとともに、公益通報者保護法の趣旨に沿って制定された規程により、その運用を行う。

② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切かつ確実に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、情報種別に応じて適切な保存期間を「文書保存期間一覧表」に定め、期間中は閲覧可能な状態を維持する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理を統括する部門としてリスク管理委員会を常設し、リスク管理規程を定めリスク管理体制の構築及び運用を行う。当委員会の委員長は、取締役副社長とする。
- ロ. 各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理委員会へ定期的にリスク管理の状況を報告することにより、これを全社的認識事項とする。
- ハ. 監査役及び監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役及び各担当取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。
 - ロ. 各担当取締役・執行役員は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定する。
 - ハ. 代表取締役は、各担当取締役・執行役員に、その執行状況を取締役会及び経営会議において報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ. 「関係会社管理規程」に基づいて子会社を管理する。また、子会社の業務の状況は、定期的に当社の取締役会に報告する。
 - ロ. 会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切で、第三者との取引と比較して、著しく不利益に、また恣意的にならないよう常にこれを監視し、また必要に応じて外部専門家に確認する体制とする。
 - ハ. 当社の監査役と監査室は、定期または臨時にグループ管理体制を監査し、当社の取締役会に報告する。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人として、当社グループの監査室員を指名することができる。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役の職務を補助すべき使用人は、専ら監査役の指示に従って、その監査役の補助に専念する。
- また、その任命・異動に際しては、予め常勤監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

- ⑧ 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
- イ. 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧する。
- ロ. 次のような緊急事態が発生した場合には、取締役及び使用人は、遅滞なく監査役に報告する。
- ・ 当社グループの財務及び事業に重大な影響を及ぼす恐れのある決定等の内容
 - ・ その他著しい損失等会社経営に甚大な影響を与える事象が発生したとき、または発生することが予想されるとき
 - ・ 重大な法令違反または定款違反事実
- ⑨ 当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループは、監査役に対し報告した取締役、監査役及び使用人が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。
- ⑩ 職務の執行について生ずる費用の前払いまたは処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役が職務を執行する上で、当社グループに対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないとい認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。
- ⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役、監査室は各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項につき、協議及び意見交換するなど密接な連携を図る。
- ロ. 監査役、監査室は、会計監査人とも連携するとともに相互に牽制を図る。
- ハ. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士・公認会計士及びその他の外部専門家を自らの判断で活用する。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保する体制
- 金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出を全うするため、内部統制システムの構築をさらに推進する。また、当該システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- イ. 当社グループは、上記の①イ. に定める行動規範の中に「反社会的勢力との関係の遮断」を明記し、こうした勢力との関係は理由の如何を問わず、これを排除する。
- ロ. 日常における取引の中に、反社会的勢力の関係者または関係団体が潜り込むことのないよう、取引先について信頼すべき調査機関によりこれを十分に調査する。
- ハ. 反社会的勢力に関する情報収集を怠らず、警察当局、顧問弁護士、その関係機関との緊密な連携を図る。また、こうした勢力と対峙した場合についての教育、啓蒙を継続的に行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(重要な会議の開催状況)

取締役会は、経営上の意思決定及び業務執行の監督を行う機関として位置付け、運用を行っております。毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務遂行の状況を逐次確認しております。また、経営環境の変化に的確に対応するため、経営と業務執行体制の強化を目指し、執行役員制度を導入しており、取締役、執行役員及び部門責任者による経営会議を開催し、業務執行状況の確認を行い、業務執行の迅速化、情報の共有化及び法令遵守の徹底を図っております。

監査役会は原則として月1回開催し、状況により取締役に出席を求め、業務執行状況の説明を求め、監査業務の精度向上を図っております。また、内部監査担当者及び会計監査人との情報交換により、より効果的な監査業務の実施を図っております。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,565	流 動 負 債	3,712
現 金 及 び 預 金	10,551	買 掛 金	1,022
売 掛 金	2,260	未 払 金	315
商 品 及 び 製 品	293	未 払 法 人 税 等	909
仕 掛 品	190	未 払 消 費 税 等	224
原材料及び貯蔵品	114	未 払 費 用	797
そ の 他	154	賞 与 引 当 金	335
固 定 資 産	6,436	役 員 賞 与 引 当 金	42
有 形 固 定 資 産	4,800	そ の 他	66
建 物 及 び 構 築 物	2,046	固 定 負 債	455
機械装置及び運搬具	175	資 産 除 去 債 務	387
工具器具及び備品	340	そ の 他	67
土 地	2,224	負 債 合 計	4,168
リ ー ス 資 産	12	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	226	株 主 資 本	15,759
ソ フ ト ウ ェ ア	208	資 本 金	1,269
そ の 他	18	資 本 剰 余 金	1,074
投資その他の資産	1,410	利 益 剰 余 金	16,958
投 資 有 価 証 券	111	自 己 株 式	△3,542
繰 延 税 金 資 産	250	その他の包括利益累計額	75
差 入 保 証 金	620	その他有価証券評価差額金	△24
退職給付に係る資産	250	退職給付に係る調整累計額	99
そ の 他	175	純 資 産 合 計	15,834
資 産 合 計	20,002	負 債 ・ 純 資 産 合 計	20,002

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年 3 月 1 日から
2022年 2 月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		37,998
売上原価		18,248
売上総利益		19,749
販売費及び一般管理費		16,972
営業利益		2,777
営業外収益		
受取利息及び配当金	3	
受取給付金	472	
その他の	37	513
営業外費用		
その他の	3	3
経常利益		3,287
特別利益		
投資有価証券売却益	1	1
特別損失		
固定資産除却損	59	
減損損失	266	
店舗閉鎖損	112	
その他の	42	481
税金等調整前当期純利益		2,807
法人税、住民税及び事業税	955	
法人税等調整額	147	1,103
当期純利益		1,704
親会社株主に帰属する当期純利益		1,704

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	13,121	流 動 負 債	3,565
現 金 及 び 預 金	10,250	買 掛 金	1,004
売 掛 金	2,228	リ ー ス 債 務	5
商 品 及 び 製 品	292	未 払 金	280
仕 掛 品	188	未 払 法 人 税 等	908
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	99	未 払 消 費 税 等	183
前 払 費 用	17	前 受 金	7
そ の 他	44	未 払 費 用	754
固 定 資 産	6,689	預 り 金	64
有 形 固 定 資 産	4,628	賞 与 引 当 金	314
建 築 物	1,886	役 員 賞 与 引 当 金	42
構 築 物	14	資 産 除 去 債 務	0
機 械 及 び 装 置	160	固 定 負 債	372
車 輜 運 搬 具	13	リ ー ス 債 務	8
工 具 器 具 及 び 備 品	315	長 期 未 払 金	58
土 地	2,224	資 産 除 去 債 務	304
リ ー ス 資 産	12	そ の 他	0
無 形 固 定 資 産	224	負 債 合 計	3,938
借 地 権	5	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	205	株 主 資 本	15,897
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	0	資 本 金	1,269
電 話 加 入 権	12	資 本 剰 余 金	1,074
そ の 他	0	資 本 準 備 金	1,074
投 資 そ の 他 の 資 産	1,836	利 益 剰 余 金	17,096
投 資 有 価 証 券	111	利 益 準 備 金	125
関 係 会 社 株 式	698	そ の 他 利 益 剰 余 金	16,971
長 期 前 払 費 用	174	別 途 積 立 金	8,800
繰 延 税 金 資 産	272	繰 越 利 益 剰 余 金	8,171
差 入 保 証 金	475	自 己 株 式	△3,542
そ の 他	103	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△24
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△24
資 産 合 計	19,811	純 資 産 合 計	15,873
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	19,811

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年 3 月 1 日から
2022年 2 月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		36,837
売 上 原 価		16,998
売 上 総 利 益		19,838
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		16,949
営 業 利 益		2,889
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3	
受 取 給 付 金	143	
そ の 他	52	200
営 業 外 費 用		
そ の 他	3	3
経 常 利 益		3,086
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1	1
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	27	
減 損 損 失	90	
店 舗 閉 鎖 損 失	64	
資 産 除 去 債 務 履 行 差 額	27	
そ の 他	6	216
税 引 前 当 期 純 利 益		2,871
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	955	
法 人 税 等 調 整 額	74	1,029
当 期 純 利 益		1,842

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月12日

株式会社柿安本店
取締役会 御 中

東陽監査法人 名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 安 達 則 嗣
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 岡 本 徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社柿安本店の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社柿安本店及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月12日

株式会社柿安本店

取締役会 御 中

東陽監査法人 名古屋事務所

指 定 社 員

業務執行社員

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 安 達 則 嗣

公認会計士 岡 本 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社柿安本店の2021年3月1日から2022年2月28日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月13日

株式会社柿安本店 監査役会

常勤監査役 樋 尾 清 明 (印)

社外監査役 梶 川 融 (印)

社外監査役 根 岸 康 二 (印)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策と位置づけ、利益配分につきましては将来の事業展開や経営環境の変化に対応するため、内部留保に留意しつつ、安定的な配当を行うことを念頭に置き、業績に応じて総合的に決定することを基本方針としております。

以上の方針のもと、当期の業績並びに今後の新規出店その他の事業展開を勘案した結果、前期に比べ1株あたり5円増配の普通配当80円とさせていただきたいと存じます。

また、当社は2021年11月に創業150周年を迎えました。

つきましては、株主の皆様に感謝の意を表するため、記念配当20円を加え、期末の1株当たりの配当金を100円とさせていただきたいと存じます。

当期の期末配当に関する事項につきましては、以下のとおりいたします。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金100円

配当総額 1,046,785,900円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年5月23日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 事業年度の変更

当社の事業年度は毎年3月1日から翌年2月末日までとしておりますが、繁忙期である12月の売上が当社グループの業績に与える影響を考慮し、適時・適切な経営情報の開示を目的として、定款第52条（事業年度）を変更し、事業年度を毎年5月1日から翌年4月30日までとするとともに、定款第13条（基準日）、第14条（招集）、第53条（剰余金の配当の基準日）及び第54条（中間配当金）につき、所要の変更を行うものであります。

また、第55期事業年度は2022年3月1日から2023年4月30日までの14か月間となるため、経過措置として、附則を設けるものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款第17条を変更するものであります。

- ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) 定款変更議案の定足数の緩和

株主総会の円滑な運営を確保するため、定款第19条（決議の方法）第3項を削除し、定款変更議案につきましても同条第2項を適用することにより定足数の緩和を図るものであります。

(4) 電磁的記録による取締役会決議

定款第32条（取締役会決議についてのみなし規定）につきまして、機動的な取締役会の運営を図るため、取締役会の決議を電磁的記録にて行うことができるよう変更するものであります。

2. 変更内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第12条（条文省略） （基準日） 第13条 当社は、毎年 <u>2月末日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 条文省略 （招集） 第14条 当社の定時株主総会は毎年 <u>5月</u> に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。 第15条～第16条（条文省略） <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第1条～第12条（現行どおり） （基準日） 第13条 当社は、毎年 <u>4月30日</u> の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 条文省略 （招集） 第14条 当社の定時株主総会は毎年 <u>7月</u> に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。 第15条～第16条（現行どおり） （削 除）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) 第 1 8 条 (条文省略) (決議の方法) 第 1 9 条 (条文省略) 2. 会社法第 3 0 9 条第 2 項の定めによる決議は、定款による別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上の議決権を有する株主が出席し、当該株主の 3 分の 2 以上の議決権をもって行う。 <u>3. 当会社の定款を変更する決議は、</u> <u>前項の定めにかかわらず、議決権</u> <u>を行使することができる株主の議</u> <u>決権の過半数を有する株主が出席</u> <u>し、当該株主の 3 分の 2 以上の議</u> <u>決権をもって行う。</u>	<u>(電子提供措置等)</u> <u>第 1 7 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> 第 1 8 条 (現行どおり) (決議の方法) 第 1 9 条 (現行どおり) 2. (現行どおり) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
第20条～第31条（条文省略） （取締役会決議についてのみなし規定） 第32条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項たる個別の議案について、書面により当該議案に同意した場合は、これを可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 2.（条文省略） 第33条～第51条（条文省略） （事業年度） 第52条 当社の事業年度は、毎年<u>3月1日</u>から翌年<u>2月末日</u>までとする。 （剰余金の配当の基準日） 第53条 当社は、株主総会の決議により毎年<u>2月末日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下期末配当金という。）を行う。	第20条～第31条（現行どおり） （取締役会決議についてのみなし規定） 第32条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項たる個別の議案について、書面又は電磁的記録により当該議案に同意した場合は、これを可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 2.（現行どおり） 第33条～第51条（現行どおり） （事業年度） 第52条 当社の事業年度は、毎年<u>5月1日</u>から翌年<u>4月30日</u>までとする。 （剰余金の配当の基準日） 第53条 当社は、株主総会の決議により毎年<u>4月30日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下期末配当金という。）を行う。

現 行 定 款	変 更 案
(中間配当金) 第54条 当社は、取締役会の決議により、毎年<u>8月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下中間配当金という。）をすることができる。 (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	(中間配当金) 第54条 当社は、取締役会の決議により、毎年<u>10月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下中間配当金という。）をすることができる。 <u>(附則)</u> <u>第1条</u> 第14条の規定の変更は、<u>2022年8月1日からその効力を生じる。</u> <u>なお、本条は、効力発生後にこれを削除する。</u> <u>第2条</u> 第52条の定めにかかわらず、<u>第55期の事業年度は、2022年3月1日から2023年4月30日までの14か月間とする。</u> <u>なお、本条は、第55期事業年度終了後、これを削除する。</u> <u>第3条</u> 現行定款第17条の削除及び変更案第17条の新設は、<u>会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下施行日という。）から効力を生ずるものとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
	<u>2. 前項の定めにかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条の定めはなお効力を有する。</u> <u>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役6名の全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
1	あか つか やす まさ 赤 塚 保 正 (1963年10月10日) 【再任】	1998年12月 当社取締役レストラン営業部長 2004年12月 当社専務取締役 2006年12月 当社代表取締役社長（現任）	313,600株
2	あか つか よし ひろ 赤 塚 義 弘 (1958年8月11日) 【再任】	2001年12月 当社取締役経理部長 2003年4月 当社常務取締役管理副本部長 2006年12月 当社専務取締役（現任）	36,100株
3	うえ がき きよ すみ 上 垣 清 澄 (1943年6月16日) 【再任】 【社外】 【独立】	1994年6月 株式会社モスフードサービス 専務取締役 1996年8月 株式会社オーシャンエクスプレス 代表取締役会長 1997年3月 株式会社京樽管財人団アドバイザー 2001年7月 当社顧問 2016年5月 当社社外取締役（現任）	1,900株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
4	き だち ま なお 木 立 真 直 (1956年2月8日) 【再任】 【社外】 【独立】	1994年4月 中央大学商学部助教授 1995年4月 コーネル大学客員教授 1996年4月 エディンバラ大学客員教授 1999年4月 中央大学商学部教授（現任） 2005年4月 モナッシュ大学客員教授 2009年4月 中央大学企業研究所長 2015年11月 中央大学商学部長・理事 2020年5月 当社社外取締役（現任）	700株
5	おお うえ あ い こ 大 上 有 衣 子 (1975年8月23日) 【再任】 【社外】 【独立】	2017年1月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2017年4月 内閣府公益認定等委員会事務局 政策調査員 2020年1月 有限会社カイカイキキ社内弁護士 2020年5月 当社社外取締役（現任） 2022年1月 中本総合法律事務所入所（現任）	700株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 略歴欄において、(現任)の表示のないものについては、現在いずれもその職を退いていることを示しております。
3. 各候補者からは、いずれも選任された場合の就任承諾の意思を得ております。
4. 取締役候補者とした理由
- (1) 赤塚保正氏は、2006年に社長に就任以来、長年にわたり当社の経営を担い、豊富な経験と実績を有しております。
従いまして、当社の持続的な企業価値向上を推進するにあたり、適任であると判断いたしました。
- (2) 赤塚義弘氏は、入社以来、長く当社の管理全般を担当しており、引き続き、その経験を当社の持続的な企業価値向上に活かしていただけると判断いたしました。

5. 社外取締役に関する特記事項

- (1) 上垣清澄氏、木立真直氏及び大上有衣子氏は、社外取締役候補者です。
- (2) 上垣清澄氏、木立真直氏及び大上有衣子氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、上垣清澄氏が6年、木立真直氏及び大上有衣子氏が2年となります。
- (3) 上垣清澄氏は、長く食の産業界において役付取締役役に在任し、直接企業経営に参画されており、企業経営者としての経験を通じ、特に店舗開発、マーケティング等に関する高い見識を有しております。その豊富な経験及び知見に基づき、社外取締役として当社の経営に対し客観的、専門的な立場から有益なご意見やご指導をいただけるものと判断し、選任をお願いするものです。選任後は上記の役割を果たすことを期待しております。
- (4) 木立真直氏は、直接企業経営に関与されたことはありませんが、大学で長年にわたり流通論を研究され、特に食品の流通や小売・卸、外食産業など分野における専門的知識を有しております。その専門家としての豊富な経験と学識に基づき、当社の経営に対し客観的、専門的な立場から有益なご意見やご指導をいただけるものと判断し、選任をお願いするものです。選任後は上記の役割を果たすことを期待しております。
- (5) 大上有衣子氏は、直接企業経営に関与されたことはありませんが、弁護士として、法律分野、コーポレートガバナンスに関する豊富な経験と知識を有しております。その豊富な経験及び知見に基づき、当社の取締役の業務執行について客観的な立場から監督するとともに、当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけるものと判断し、選任をお願いするものです。選任後は上記の役割を果たすことを期待しております。
- (6) 当社は現在、上垣清澄氏、木立真直氏及び大上有衣子氏との間に定款において定める社外取締役の損害賠償責任限定契約を締結しております。各氏が原案どおり選任された場合、当社は同契約を継続する予定です。損害賠償責任限定契約とは、社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対して責任を負う場合に、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負うものです。ただし、社外取締役が責任の原因となった職務の執行について、善意かつ重大な過失がないときに限ります。
- (7) 上垣清澄氏及び木立真直氏は、東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ており、両氏が原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、大上有衣子氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、原案どおり選任された場合当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。

6. 役員等賠償責任保険契約

当社は、当社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下「D&O保険」といいます。）を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役及び監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を補填することとしております。各候補者が再選された場合には、各候補者は引き続きD&O保険の被保険者に含まれることになります。当該D&O保険は次回更新時においても同程度の内容での更新を予定しております。

（ご参考）

社外役員の独立性判断基準

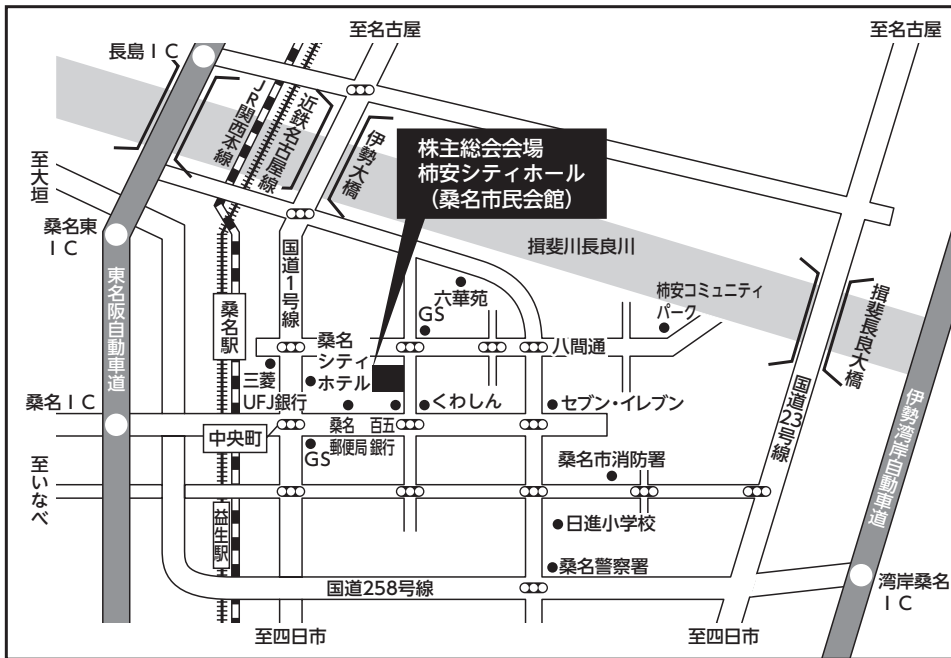
当社における社外取締役又は社外監査役（以下、「社外役員」という）のうち、以下各号のいずれにも該当しない社外役員は、独立性を有するものと判断する。

- (1) 親会社又は子会社の業務執行者
- (2) 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権数の10%以上を保有する者）又はその業務執行者
- (3) 直近事業年度における当社との取引金額が当社の売上高の2%を超える取引先又はその業務執行者
- (4) 当社の会計監査人である監査法人の代表社員又は社員等
- (5) 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士
公認会計士、税理士、司法書士、その他コンサルタント等
(但し、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者)
- (6) 当社から年間1,000万円を超える寄付を受けている者
(但し、寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当社から得ている寄付が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である場合)
- (7) 当社の主要借入先又はその業務執行者
- (8) 過去3年間に於いて、上記(1)～(7)のいずれかに該当していた者
- (9) (1)～(8)の2親等以内の親族

以 上

会場ご案内図

会 場 三重県桑名市中央町三丁目20番地
柿安シティホール(桑名市民会館)小ホール
 (名称は変わりましたが、場所に変更はございません。)
 お問合せ先 (0594) 23-5500



交通のご案内

- ・ JR関西本線桑名駅、近鉄名古屋線桑名駅東口より徒歩約15分です。
- ・ 東名阪自動車道 桑名 I Cより車で約15分です。
- ・ 伊勢湾岸自動車道 湾岸桑名 I Cより車で約15分です。
- ・ 駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

【ご注意】 桑名駅からのシャトルバスのご用意はございませんので
ご了承くださいますよう宜しくお願いいたします。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。